現　行	修　正（令和７年５月）	備考
第１章　総説 （略） 第３節　水防の責任等 （略） 第３　国土交通省（北海道開発局函館開発建設部）の責任 （略） （11）道に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条） （追記） （略） 第４章　予報及び警報 （略） 第２節　気象庁を行う予報及び警報 （略） 第２　警報等の伝達経路及び手段 （１）洪水の場合	第１章　総説 （略） 第３節　水防の責任等 （略） 第３　国土交通省（北海道開発局函館開発建設部）の責任 （略） （11）道に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条） （12）道及び気象庁への洪水予報河川の予測水位情報の提供（法第 11 条の 2） （略） 第４章　予報及び警報 （略） 第２節　気象庁を行う予報及び警報 （略） 第２　警報等の伝達経路及び手段 （１）洪水の場合	道計画と整合 令和５年11月 30日施行の水防法及び気象業務法での改正内容の反映 道計画と整合 現状の運用を考慮し、対策追放を削除

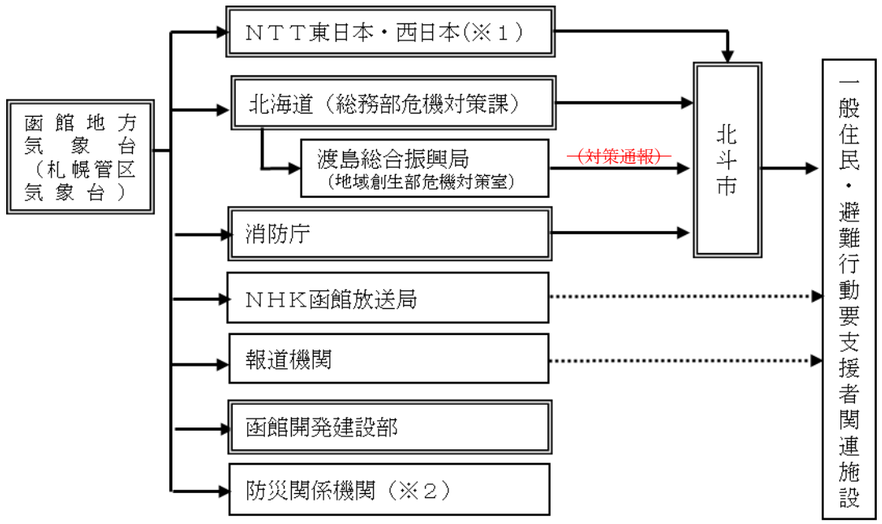

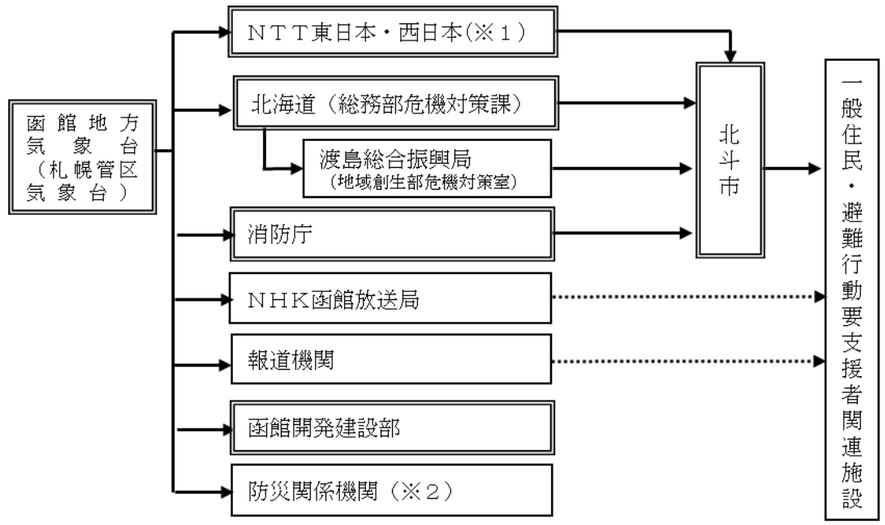

現　行	修　正（令和７年５月）	備考
（２）津波の場合 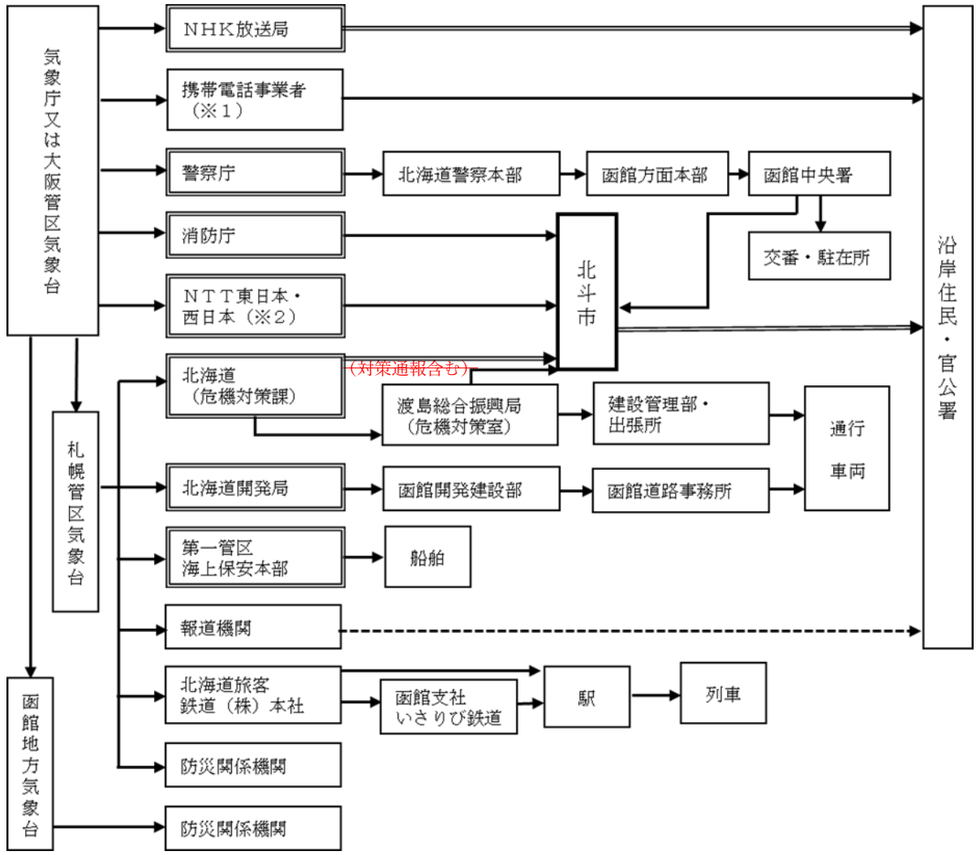 （略）	（２）津波の場合 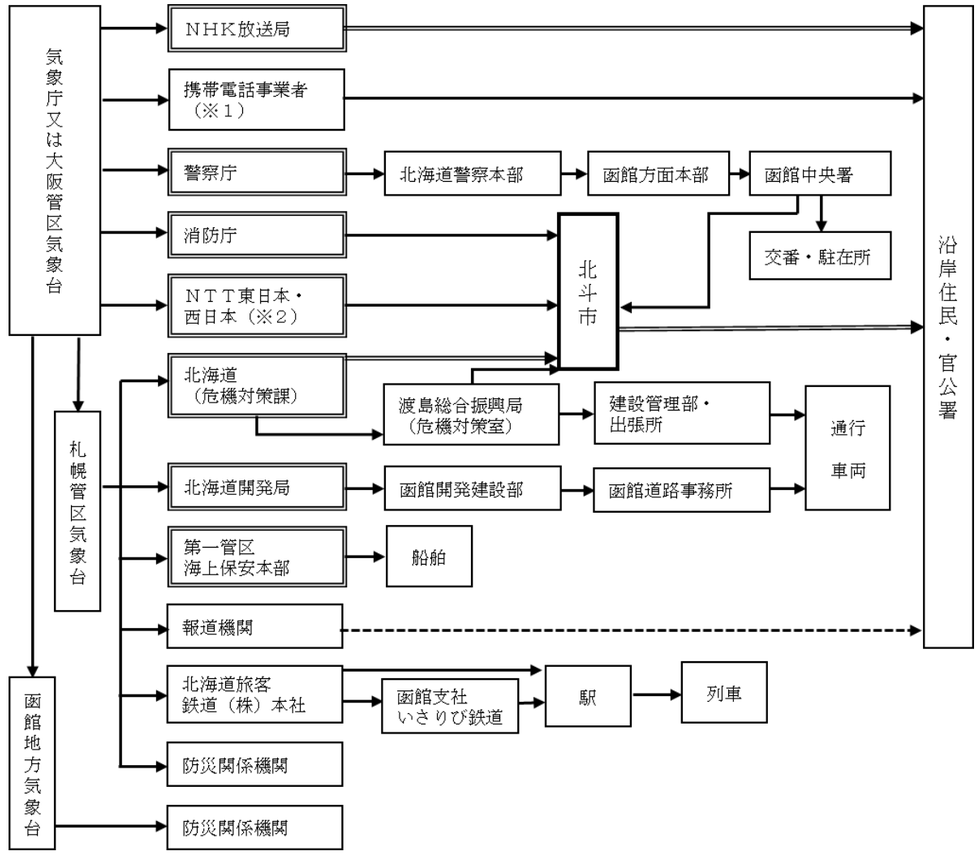 （略）	道計画と整合 現状の運用を考慮し、対策追放を削除

現　行	修　正（令和７年５月）	備考
第２　道が行う水位到達情報の通知 水防法に基づく水位到達情報の伝達経路及び手段は、次のとおりである。また、道では、北海道防災情報システムにより河川の水位情報をメール配信しているが、所管する観測所の水位が観測機器の誤作動等により異常値を配信した場合は、水位等通報系統図に定める関係機関に通知するものとする。 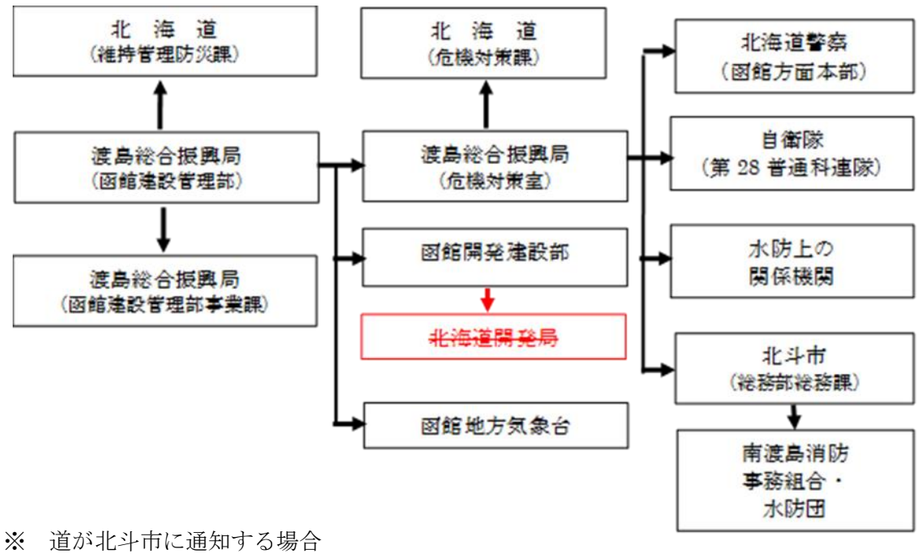 ※　道が北斗市に通知する場合 （略）	第２　道が行う水位到達情報の通知 水防法に基づく水位到達情報の伝達経路及び手段は、次のとおりである。また、道では、北海道防災情報システムにより河川の水位情報をメール配信しているが、所管する観測所の水位が観測機器の誤作動等により異常値を配信した場合は、水位等通報系統図に定める関係機関に通知するものとする。 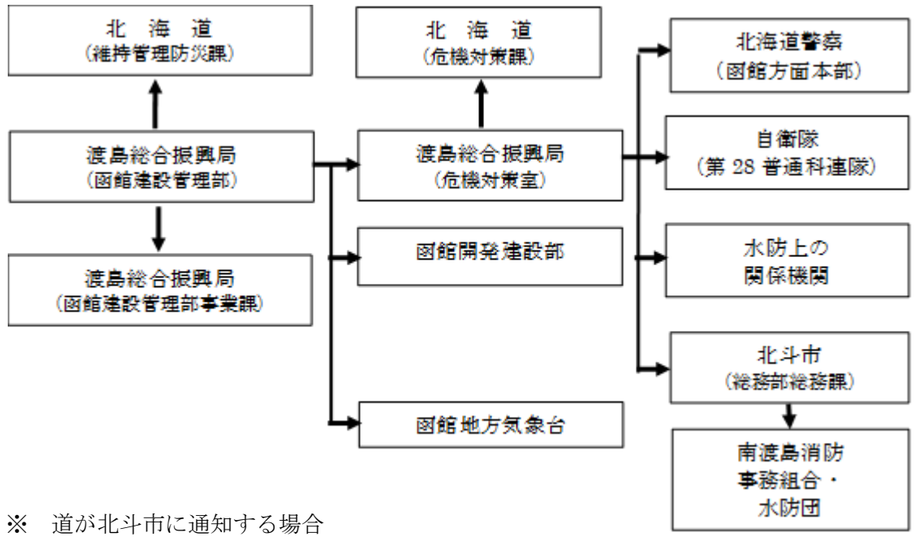 ※　道が北斗市に通知する場合 （略）	道計画と整合 道が行う水位到達情報について、開発建設部から北海道開発局への通知をしていないことを踏まえ削除

現　行	修　正（令和７年５月）	備考
第３　道が行う水防警報 （１）北斗市における水防警報の通知を行う指定河川（水防警報指定河川）は、常盤川、久根別川、大野川、戸切地川、流渓川である。 （２）水防警報の伝達経路 道が行う水防警報の伝達経路図は、次のとおりである。 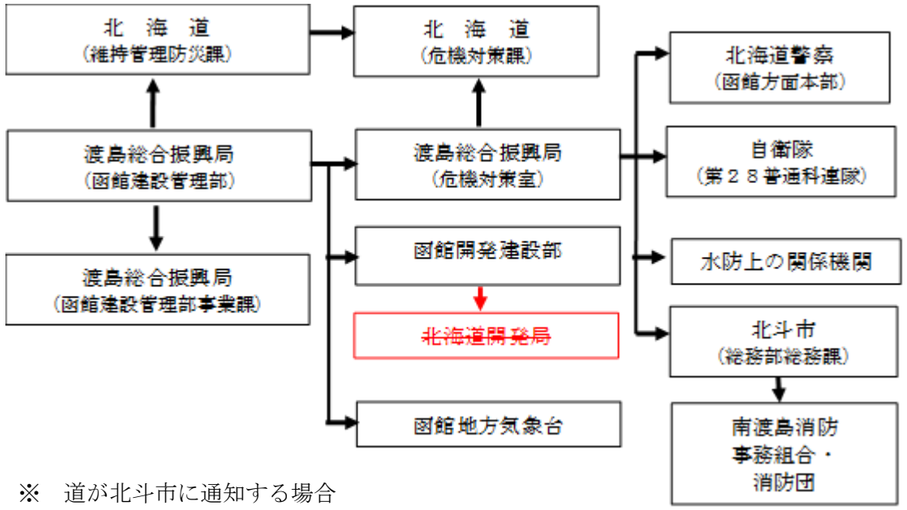 ※　道が北斗市に通知する場合 （略）	第３　道が行う水防警報 （１）北斗市における水防警報の通知を行う指定河川（水防警報指定河川）は、常盤川、久根別川、大野川、戸切地川、流渓川である。 （２）水防警報の伝達経路 道が行う水防警報の伝達経路図は、次のとおりである。 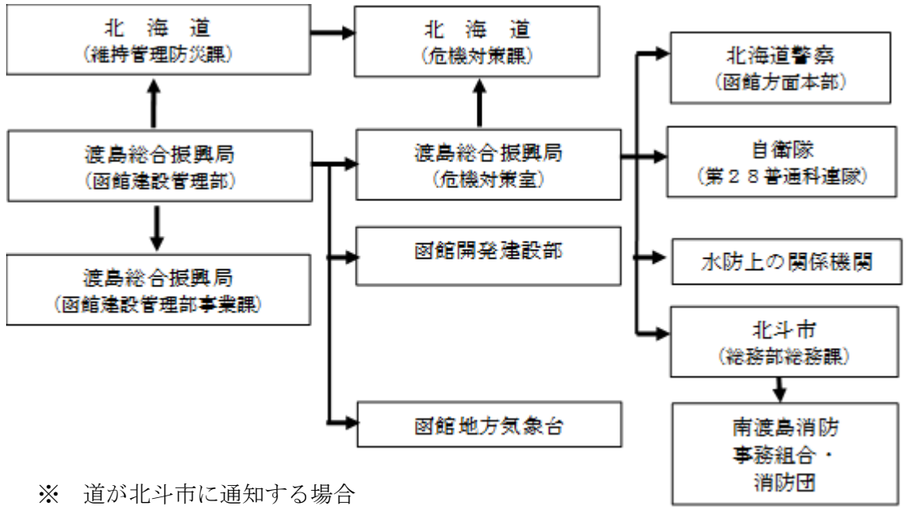 ※　道が北斗市に通知する場合 （略）	道計画と整合 道が行う水位到達情報について、開発建設部から北海道開発局への通知をしていないことを踏まえ削除

現　行

第６章　気象予防等の情報収取

第２節　雨量の観測及び通報

第２　気象情報の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

名　称	発　表　内　容
（１）早期注意情報（警報級の可能性）	５日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の２段階で発表される。当日から翌日かけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。
（２）地方気象情報、府県気象情報	~~気象情報とは、気象業務法第 11 条及び気象官署予報業務規則第 47 条に明記されている通り観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。~~気象の予報等について特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する○○地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報~~、全般気象情報~~として発表される。
（３）台風に関する気象情報	北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。
（４）記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度しか発生しないような猛烈な雨（1 時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。
（５）竜巻注意情報	積乱雲の元で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に~~天気予報の対象地域と同じ発表単位で~~発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を~~付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で~~発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

修　正（令和７年５月）

第６章　気象予防等の情報収取

第２節　雨量の観測及び通報

第２　気象情報の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

名　称	発　表　内　容
（１）早期注意情報（警報級の可能性）	５日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の２段階で発表される。当日から翌日かけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域（渡島地域など）と同じ発表単位で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。
（２）地方気象情報、府県気象情報	気象の予報等について特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される情報。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する○○地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報として発表される。
（３）台風に関する気象情報	北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。
（４）記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が、観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。
（５）竜巻注意情報	積乱雲の元で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

備考

道計画と整合 北海道地域防災計画（本編）の記載と整合させるため修正
同上 地方気象情報、府県気象情報にに関する項目であることから削除
道計画と整合 北海道地域防災計画（本編）の記載と整合させるため修正
同上
同上

現　行	修　正（令和７年５月）	備考
第８章　通信連絡 （略） 第３　その他の通信施設の使用 　法第27条第2項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。 （１）北海道総合行政情報ネットワーク （２）北海道警察本部通信施設 （３）北海道旅客鉄道株式会社通信施設 （４）北海道電力株式会社通信施設 （略）	第８章　通信連絡 （略） 第３　その他の通信施設の使用 　法第27条第2項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。 （１）北海道総合行政情報ネットワーク （２）北海道警察本部通信施設 （３）北海道旅客鉄道株式会社通信施設 （４）北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社通信施設 （略）	道計画と整合 分社化による組織変更のため修正
第10章　水防活動 （略） 第７節　避難のための立退き １　洪水、内水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。 　この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。 （略）	第10章　水防活動 （略） 第７節　避難のための立退き １　洪水、内水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。 　この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。 （略）	道計画と整合 滞在者等も対象者である旨を明示